

会 議 録

会議名	令和6年6月第1回 選挙管理委員会
開催日時	令和6年6月3日(月) 10時00分～10時40分
開催場所	丸亀市役所4階 選挙管理委員会室
出席者	【出席委員】 直江 安俊 丸尾 良一 神原 太一 佐藤 めぐみ 【事務局】 局長 吉野 隆志 次長 香川 賢史 書記 佐々木 拓哉 岡本 直美
議題等	【議 題】 (1) 定時登録の登録日変更について【専決処分事項の報告及び承認】 (2) 令和6年中の定時登録の登録日変更について (3) 在外選挙人名簿の登録及び登録の抹消について (4) 定時登録について
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の要旨
直江委員長	令和6年6月第1回選挙管理委員会を開催いたします。
事務局	本日の議題について、事務局から説明をお願いします。 〔議題説明〕 (1) 定時登録の登録日変更について【専決処分事項の報告及び承認】 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第137条第1項及び丸亀市選挙管理委員会 規程(平成17年3月22日選挙管理委員会告示第1号)第15条第1項により、別紙のとおり、令和6年5月15日に6月定時登録の登録日変更について専決処分及び告示を行いましたので、同令同条第2項及び同規程同条第2項によりこれを報告し承認を求めたい。 (2) 令和6年中の定時登録の登録日変更について 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により、定時登録については、登録月の1日現在により選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日に登録しなければならないとなっておりますが、登録月の1日が地方公共団体の休日に当たる場合は、同日の直後の地方公共団体の休日以外の日に定めることができるとなっております。

つきましては、別紙のとおり、令和6年9月及び同年12月の定時登録日について定めることといたしたい。

また、これに伴い、定めた場合には公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第1項により、直ちに当該定時登録を行う日を告示しなければならないとなっておりますので、告示することといたしたい(丸亀市選挙管理委員会告示第4号)。

(3) 在外選挙人名簿登録及び登録の抹消について

別紙記載の者1名について、公職選挙法第30条の6の規定に基づき、在外選挙人名簿へ登録いたしたい。

また、国内住定後4カ月経過の別紙記載の者1名を在外選挙人名簿から抹消いたしたい。

(4) 定時登録について

公職選挙法第22条第1項の規定に基づき、6月1日現在選挙人名簿に登録される資格を有する者を6月3日に登録いたしたい。

これに伴い、選挙人連署の基準となる50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数を告示いたしたい(丸亀市選挙管理委員会告示第5号)。

あわせて、香川県選挙管理委員会に「選挙人名簿登録人員数に関する調」及び「在外選挙人名簿登録者数に関する調」を提出いたしたい。

直江委員長

ご異議はありますか。

(異議なし)

異議等ないようですので、これにて令和6年6月第1回選挙管理委員会を閉会いたします。